

令和8年度 丹羽広域事務組合 消防職員採用候補者募集要項

◎受験申込書の入手方法

配布期間 令和7年7月1日（火）～ 令和7年8月21日（木）

入手方法 ① 当組合のホームページからダウンロードする。（<http://www.niwakouiki.jp>）

② 総務課（水道部庁舎2階）又は消防本部（2階）で直接受け取る。

③ 郵便で請求する。（配布期間最終日必着）

封筒に「消防職員受験申込書請求」と朱書きし長形3号の返信用封筒（110円分の切手を貼り、郵便番号、住所及び氏名を明記）と、最終学歴（大学卒・短大卒・高校卒）を記入したメモを同封してください。なお、受付期間内に受験申込が完了できるよう、期間に余裕をもって請求してください。

【請求先】 〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目 23 番地 丹羽広域事務組合総務課

◎申込受付期間 令和7年8月1日（金）～ 令和7年8月22日（金）

持参申込みの場合：受付は総務課 午前8時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

郵送申込みの場合：受付期間最終日の8月22日（金）必着とします。配達記録など確実な方法で郵送することをお勧めします。また、受験票を返送する必要があるため、長形3号の返信用封筒（110円分の切手を貼ったもの）を同封してください。

※ 上記受付期間以外の受付は行いませんので、必ず受付期間中に書類を提出してください。

1 募集内容・受験資格

（1）職 種 消防職

（2）採用予定人数 6名程度

（3）職 務 内 容 住民の生命、身体、財産を火災等から守るため、消防本部及び消防署で火災予防、消火活動、救急活動、救助活動並びにその他消防に関する業務に従事します。

（4）受 験 資 格

① 年齢要件

受験資格	年齢
大学・短大・高校を卒業、または、令和8年3月卒業見込みの方	平成7年4月2日以降に生まれた方

② 日本国籍を有していること。ただし、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は受験できません。

（第16条（欠格条項）主な内容）

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 身体的条件 次の基準をいずれも満たしている方

- ア) 視力・・・矯正視力で0.7以上であること。 イ) 聴力・・・左右とも正常であること。
ウ) その他、消防吏員としての職務に支障のないこと。

2 提出書類

（1）採用候補者試験申込書

（2）組合指定の履歴書（写真は上半身、脱帽、正面向きで6か月以内に撮影したもの。）

（3）卒業見込証明書又は卒業証明書

（4）成績証明書

※提出された書類は返却しません。

3 試験の日時及び場所

第1次試験日 令和7年9月21日（日）午前9時00分（受付は午前8時50分まで）
会 場 丹羽郡大口町上小口一丁目624番地
丹羽広域事務組合消防本部3階会議室
第2次試験日 第1次試験後に別途通知 令和7年10月中旬～下旬予定
合 格 決 定 第2次試験後に別途通知
※各試験の可否について、通知前の照会には一切応じません。

4 試験内容

試験区分	試験種目	試験内容
第1次試験	消防適性検査A・B	消防業務に関する適性についての筆記検査
	作文	与えられたテーマについての作文
	体力測定（4種目）	懸垂（女性は斜め懸垂）、起き上がり（2分間）、腕立て伏せ、27.5m疾走（55mの折り返しタイム）
第2次試験	集団面接	
	個人面接	

5 勤務条件（令和7年4月1日現在）

- （1）初 任 給 大学卒 239,136 円 短大卒 226,416 円 高校卒 213,060 円（地域手当を含む）
原則として毎年1回定期に昇給します。
職歴加算の制度があります。
- （2）諸 手 当 扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等を支給要件に応じて支給します。
- （3）勤務時間等 毎日勤務者 8時30分から17時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）
交替制勤務者 8時30分から翌日8時30分まで
（交替制勤務者は原則4週間で8日の休日）
- （4）休 暇 等 年次有給休暇、特別休暇、育児休業等の制度があります。

6 その他

- （1）最終合格者は採用候補者として登録され、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和8年4月1日に採用予定です。
- （2）採用後は全寮制の愛知県消防学校に入校し、規律と節度ある環境の中で約6か月間、消防吏員として必要な教育を受けることになります。
- （3）申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると、職員として採用される資格を失います。また、採用後に虚偽または不正が発覚した場合には、採用を取り消します。
- （4）卒業見込みで受験した方が令和8年3月31日までに卒業できなかったときは、合格を取り消します。
- （5）採用前健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになったときは、採用を取り消します。
- （6）採用後公務員としてふさわしくない行為があったと発覚した場合は内定を取り消すことがあります。

書類提出先及び問合せ先

〒480-0121 丹羽郡大口町河北二丁目23番地

丹羽広域事務組合総務課（水道部庁舎2階） TEL (0587) 95-3400

（お問合せは土・日・祝日を除く、平日午前8時30分から午後5時00分まで）

ホームページ

